

平成21年10月15日

習志野市商工会議所会頭 鈴木喜代秋 様

習志野市新型インフルエンザ対策本部長  
習志野市長 荒木 勇

新型インフルエンザ発生に伴う保育所等の臨時休業に係る従業員への配慮について（依頼）

日頃より、習志野市政運営に対しまして、特段のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、インフルエンザが流行シーズンに入り、本市といたしましては、市立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校でインフルエンザ患者が発生した場合、地域への急激な感染拡大を防止し、社会活動の停滞や医療機関の負担を可能な限り減らし、重症者への医療を確保するために、対策の一つとして学級閉鎖、臨時休業等の措置を実施しているところでございます。

また、千葉県内のその他の地域においても同様な措置を実施している状況でございます。

今後、インフルエンザの流行状況によっては、保育所施設等の学級閉鎖及び臨時休業の措置を複数回行わざる得ない可能性があります。

つきましては、新型インフルエンザ患者発生に伴い、保育所施設等が臨時休業となった従業員の勤務等について、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国においても、保育所施設等が臨時休業となった従業員の勤務について、事業者に対し、配慮（基本的対処方針四（二）平成21年10月1日付け）が要請されているところでございます。

今後も引き続き、市民、地域への感染拡大防止に努めて参りますので、貴職におかれましても、インフルエンザに関する情報に十分ご留意いただき、感染予防対策への対応をお願い申し上げます。

問合せ先：習志野市新型インフルエンザ対策本部事務局  
047-451-1151（内400）